

平成 22 年 11 月 15 日

携帯用ガソリンエンジン 2 次排出ガス自主規制を 2011 年 1 月 1 日より実施

社団法人 日本陸用内燃機関協会

(社) 日本陸用内燃機関協会 (以下「陸内協」という) は、このたび、会員会社が日本国内で使用を目的に販売される出力 19kW 未満の小形汎用ガソリンエンジン (以下「汎用ガソリンエンジン」という。) の内、携帯機器用エンジン (以下「携帯用エンジン」という) の排出ガス中の炭化水素 (HC)、窒素酸化物 (NO_x) 及び一酸化炭素 (CO) を低減する 2 次排出ガス自主規制を 2011 年 1 月 1 日より実施します。

HC+NO_x の 2 次規制値は、現行値に比べクラス毎に 1/2 から 1/6 と非常に厳しく、実施後の携帯用エンジンの総排出量は 1/4 に低減される見通しです。

市場での認知度をより高める為、この機会に自主規制適合マークを盛り込んだリーフレットを作成しました。会員会社はこの自主規制適合マークを、基準をクリアしているエンジンに貼付することに加え、このマークをカタログ及び POP 等にて使用し啓蒙を図ることとしております。

□ 自主規制の経緯

陸内協は、会員各社が使用を目的に販売される出力 19kW 未満の汎用ガソリンエンジンの排出ガス中の炭化水素 (HC)、窒素酸化物 (NO_x)、および一酸化炭素 (CO) を低減する自主規制を、2000 年 5 月 16 日発表し、2003 年 1 月 1 日 1 次規制をスタートしました。その規制値は将来の世界相互認証を視野に入れ、先行するアメリカの EPA (米国環境保護庁、以下省略) の基準に合わせています。環境意識の高まりとともにより一段と高い目標に向け、非携帯用エンジン (発電機、耕運機等に搭載) は、既に 2008 年 1 月 1 日より 2 次規制を実施しております。携帯用エンジン (刈払機等に搭載) は、2011 年 1 月 1 日より 2 次規制を実施します。

□ 自主規制の内容

◇ 自主規制値

	クラス (注 1)	排気量 (cc)	1 次規制値 (g/kW-hr)		2 次規制値 (g/kW-hr)	
			HC+NO _x	CO	HC+NO _x	CO
非携帯 機器用 エンジン	1A	66 未満	50	519	50	610
	1B	66 以上 100 未満	40	519	40	610
	1	100 以上 225 未満	16.1	519	16.1	610
	2	225 以上	13.4	519	12.1	610
携帯 機器用 エンジン	3	20 未満	300	805	50	805
	4	20 以上 50 未満	246	805	50	805
	5	50 以上	166	603	72	603
	規制方法			新エンジン規制		インユース規制 (注 2)

注 1 : クラス区分は EPA 規制による。

注 2 : インユース規制とは、規定の累積運転期間内は規制値をクリアしなければならないことを指す。

◇対象

国内で使用を目的に販売される出力19kW以下の汎用ガソリンエンジン（緊急・非常用やレース用等を除く）とし、排出ガスの内、HC+NOxならびにCOとします。

◇実施時期

今回

⇒

1次規制 : 2003年1月1日（非携帯用・携帯用）
2次規制 : 2008年1月1日（非携帯用）
2次規制 : 2011年1月1日（携帯用）

以上